

十二月十日は世界人権デーだということを皆さんはご存じでしたか？

これは一九四八年に『人権に関する世界宣言』が第三回国際連合総会で採択された事を記念して、第五回の同総会においてこの日に記念行事を行なうことが決議されたからです。

また日本では、十二月四日から十日までを人権週間と定めています。人権週間とは『世界人権宣言』の趣旨と重要性を広く日本国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るための週ということです。

曹洞宗では、一九九一年より檀信徒の皆さまにお釈迦さまの正しい教えと曹洞宗の禅の教えが理解いただけるよう、『人権・平和・環境』を布教教化の根本としています。

『人権』は「人間が人間として生まれながらに持っている権利」と辞書には出ています。社会的には『権利』を主張すれば『義務』が伴われます。『権利』も辞書を引くと、「一定の利益を主張し、また、これを享受する手段として、法律が一定の者に賦する力」ですとか、「ある事をする、またはしないことができる能力・自由」とあります。しかし、『人権』『人間が人間として生まれながらに持っている権利』には『義務』が伴われるものではなく、剥奪や制限を受けるものでもありません。

人権について学ぶ学習で学ぶべきことは、自分自身や誰かを守るために戦う力をつけることが第一の目的なのではなく、「何人も人を傷付けてはならない」と、先ず自分が差別をしないと誓うことから始まると思うのです。

仏教にふれている私たちが人権を学ぶときに肝心なことは、周りからの圧力で守らされたり守らせたりすることではなく、自らに向かって「相手の立場を剥奪したり、制限したりしない」と守る心を持つことだと思います。

なぜなら、仏教には「他のものを殺したり、傷つけたりしない」、「他を害しない・害を与えない」という、『不害』の教えがあるからです。

仏教にふれることのできる私たちは、この『不害』を誓える自分でありたいものです。この『不害』を守ることが差別をしない誓いとなるのです。